令和5年度入札制度に関する基本方針について

令和5年度における入札制度に関する基本方針については次のとおりです。

記

1 予定価格の事後公表について

予定価格については原則として事後公表とする。ただし請負対象金額が 5,000万円未満の入札についてはこの限りではない。

2 最低制限価格及び失格基準価格

- (1) 最低制限価格及び失格基準価格については事後公表とする。
- (2) 最低制限価格及び失格基準価格は、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で設定し、万円未満の端数は切捨てとする。(※ただし、予定価格の10分の7.5に満たない場合は切上げる。)工事又は製造の請負を除く契約を締結しようとする場合は、10分の6から10分の8.5までの範囲内で設定し、万円未満の端数は切捨てとする。(※ただし、予定価格の10分の6に満たない場合は切上げる。)

3 入札参加者の事前非公開

入札参加者の情報については事後公表とし、落札後に入札記録を以って公表する。

4 入札の保証

- (1) 入札の参加者が「いの町一般競争(指名競争)入札参加資格者名簿」 に搭載されたものであり、かつ、落札後、契約を結ばないこととなるおそれがないと認められる場合には、いの町契約規則(平成16年いの町規則第46号、以下「規則」という。)第8条第2号の規定により入札保証金を免除することができる。
- (2) 前号の名簿に記載されていない者であっても、規則第8条に該当する場合は入札保証金を免除することができるが、該当しない場合は、規則第7条の規定により入札保証金の納付を求める。

5 契約の保証

- (1) 請負対象金額が500万円以上の建設工事、請負対象金額が100万円を超える委託業務及び請負対象金額が80万円以上の物品購入については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の16第1項により契約保証金の納付を求める。
- (2) 請負対象金額が500万円未満の建設工事、請負対象金額が100万円以下の 委託業務及び請負対象金額が80万円未満の物品購入においては、規則第37 条第2号の規定により、契約保証金を免除することができる。
- (3) 委託業務及び物品購入について、規則第37条第5号の規定により契約保証金を免除するときは、受注者に別紙様式により申請させ、担当課で承認を行うこととする。なお、同条同号に定める規模を同じくする契約とは、当該契約の金額が締結しようとする契約に係る契約金額の9割以上のものとし、その回数は2回以上とする。この場合において、種類を同じくする契約に該当するかどうかは担当課で判断すること。
- (4) 前各号の規定に関わらず、緊急工事又は緊急委託業務、緊急物品購入(政

令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定による随意契約) においては、規則第 37 条第 7 号の規定により契約保証金を免除する。

6 前払金

- (1) 前払金の支払額は、請負対象金額が500万円以上の建設工事で、町長が財政経理上支障がないと認めたものに限り、当該工事の契約金額に10分の4を乗じて得た額(1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額は切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が1億円を超える場合は、1億円を限度とする。
- (2) 中間前払金は、請負対象金額が500万円以上の建設工事であって、請負者が部分払を選択していないものを対象とし、当該工事の契約金額に10分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額は切り捨てた額とする。)とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。
- (3) 委託業務(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する業務)については、町長が財政経理上支障がないと認めたものに限り、当該委託業務の契約金額に10分の3を乗じて得た額(1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額は切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を限度とする。
- 7 予定価格に関する積算疑義申立手続き 予定価格に関する積算疑義申立手続きについては、「いの町予定価格に 関する積算疑義申立手続き要領」のとおり運用する。

8 施行期日

この通達は令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知したものから適用し、契約については同日以後の契約から適用する。